

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

## － 2016 年一般入学試験（前期募集・本学） －

試験科目：刑事訴訟法（担当：教授 渡辺 颯修）

### 1. 出題趣旨

3問とも刑事訴訟法の原理や構造を踏まえつつ、各自が時間の範囲内で実務上または原理上重要と思われる項目を中心にメリハリのある法律家を目指す者らしい「起案」をすることを狙ったものである。(1)「搜索差押許可状の執行について」では、裁判官が令状審査を経て発付した範囲内で搜索・差押を行う令状主義の意義を前提にして、捜査機関による現場での令状執行にあたり注意すべき点、限界などを論ずること。(2)「検察官の権限について」では、国家訴追主義・起訴独占主義と弾劾主義・当事者主義を踏まえて、検察官に期待されている役割を捜査、起訴、公判、裁判執行について説明すること。警察との関係で検察官独自の捜査権限などについて触れること。(3)「証言を確保する各種の方法について」は、直接主義・当事者主義・公開主義・公判中心主義に照らして、公判廷における証言が事実認定の基礎となるべきである。これを踏まえて、証人が公判廷で円滑に証言するための諸措置・手続を整理すること。

### 2. 採点実感

100点のうち各項目に一定の点数を配分し、優秀、良好、一応の水準、不良に区分して採点している。概ねいずれの項目についても、基本的、基礎的な知識の整理はできているものが多い。六法の参照を認めているが、短時間に整理している答案が多い点は評価できる。ただ、オープンな出題なので、各項目とも論ずべき柱を各自で決めてこれについてやや詳しく論ずる工夫が足りないものが多かった。(1)であれば令状提示手続の意義と限界や必要な処分の限界など、(2)であれば検察官が刑事政策の要にあることを指摘し、捜査も勾留事件は検察官が事実上指揮監督することなど、(3)であれば遮蔽措置・ビデオリンク方式や証人特定事項の秘匿といった保護措置の他、証人召喚・勾引、宣誓義務、自己負罪拒否権などによる証言確保について手際よく整理するなどすぐれたものがあった。

### 3. 学習方法

基本書で、刑事手続の骨格、手続の流れ、基本概念の理解を条文と判例そして実務にそって理解すること。